

日本版ライドシェアのバージョンアップについて

北海道運輸局自動車交通部
令和6年10月

日本版ライドシェアの説明資料・動画の掲載について

日本版ライドシェアの概要に係る説明資料及び説明動画は、北海道運輸局公式HP及び北海道運輸局公式YouTubeに掲載しております

○北海道運輸局公式HP (<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/index.html>)

○北海道運輸局公式YouTube (<https://www.youtube.com/@user-sz5dh5ej5v>)



(北海道運輸局公式HP)

分野別情報

- 公共交通機関の運行情報
- 地域公共交通
- 物流
- 安全・防災
- バリアフリー
- 鉄道
- 観光
- 環境
- 自動車**

自動車運送事業関係

- バス事業
 - バス停留所安全性確保対策について
- ハイヤー・タクシー事業
- 自家用車による有償運送の取扱いについて**
- レンタカー事業

「自家用車活用事業等に係る地域別検討会議」を開催

国土交通省では、地域の自家用車やドライバーを活用して、タクシー事業者の管理の下、運送サービスを提供する「自家用車活用事業」の制度を新たに創設したほか、自家用有償旅客運送制度の見直しなどを行っているところです。

このたび、これらの制度の理解を深めるとともに、今後の地域における移動手段の確保に向けた一助とするため、北海道及び一般社団法人北海道ハイヤー協会と連携の上、令和6年6月3日～13日にかけて標記検討会議を開催しました。

○報道発表資料

○説明資料

- ・【資料01】自家用車活用事業について 説明動画(北海道運輸局公式YouTube)
- ・【資料02】自家用有償旅客運送について 説明動画(北海道運輸局公式YouTube)
- ・【配布01】自家用車活用事業制度創設のプレス資料(令和6年3月29日)
- ・【配布02】不足車両数公表のプレス資料(令和6年3月13日及び4月26日)
- ・【配布03】遠隔点呼及び自動点呼の告示改正に関するポイント



(北海道運輸局公式YouTube)

日本版ライドシェアのバージョンアップ(スケジュール)

R6年7月	8月	9月	10月	11月	12月
▼雨天時における供給車両数・時間帯の拡充 (6/28)					
	▼酷暑時における供給車両数・時間帯の拡充 (8/5)				
	▼イベント時における供給車両数・時間帯の拡充 (8/5)				
		▼災害時・復旧復興時における活用 (9/10)			
		▼配車アプリが普及していない地域での導入 (9/10)			
		▼貨客混載の導入 (9/10)			
		▼協議運賃の導入 (9/10)			
		▼大都市部以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充 (9/17)			
			▼マッチング率の算定方法の改善について		
	▼新たなダイナミックプライシングなど運賃・料金の多様化の検討 (8/6~)				▼とりまとめ
		▼タクシー以外の交通事業者(バス、鉄道等)の参入の検討 (8/27~)			▼とりまとめ

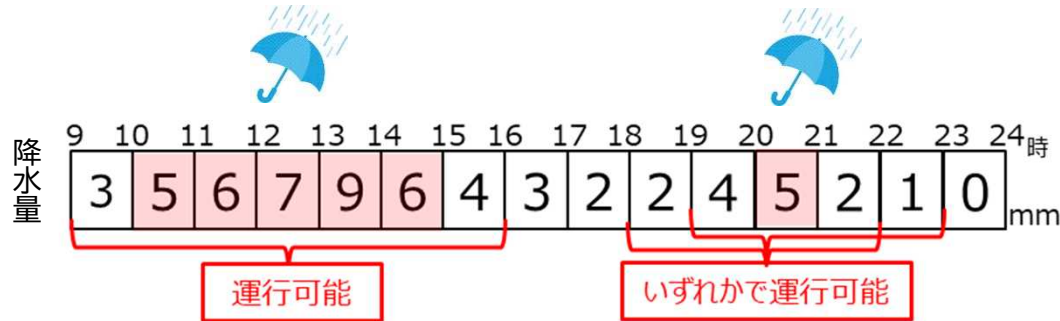
今回の
ご説明内容

第1弾とりまとめ

第2弾とりまとめ

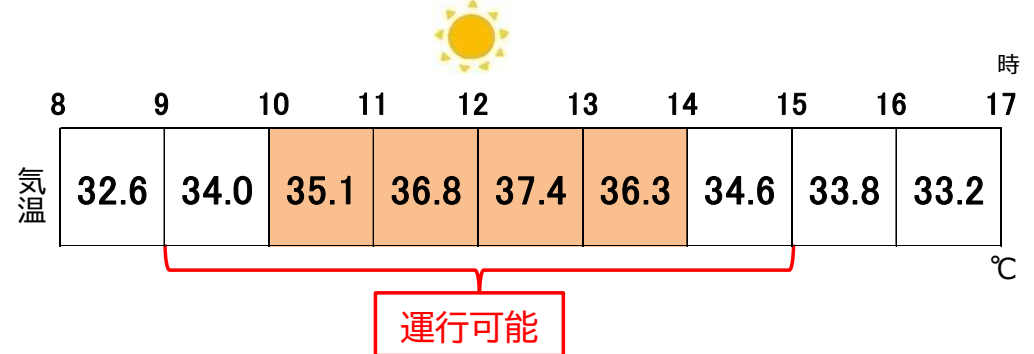
①雨天時における供給車両数・時間帯の拡充

○雨天時においては移動需要が大きくなるため、一定の降水量（1時間5mm以上の降水量）が予報される時間帯及びその前後に、日本版ライドシェアの供給車両数を拡充



②酷暑時における供給車両数・時間帯の拡充

○夏季においては移動需要が大きくなるため、酷暑（気温が35℃以上）が予報される時間帯及びその前後に、日本版ライドシェアの供給車両数を拡充



③イベント時における供給車両数・時間帯の拡充

○イベント等一時的な移動需要の増加に対応し、タクシーの営業区域外旅客運送制度の活用促進及び日本版ライドシェアの供給拡充を実施

○日本版ライドシェアが導入されている地域において、自治体又はイベント主催者からの要請を踏まえ、時間帯及び車両数を調整（時間帯及び車両数については、他の交通機関との役割分担を踏まえ、合理的に算出・調整）



④災害対応時における日本版ライドシェアの活用

○地震や台風などの災害発生時や復旧過程において、タクシーを補完し、被災地における輸送サービスを確保するため、日本版ライドシェアによる運送を可能とする

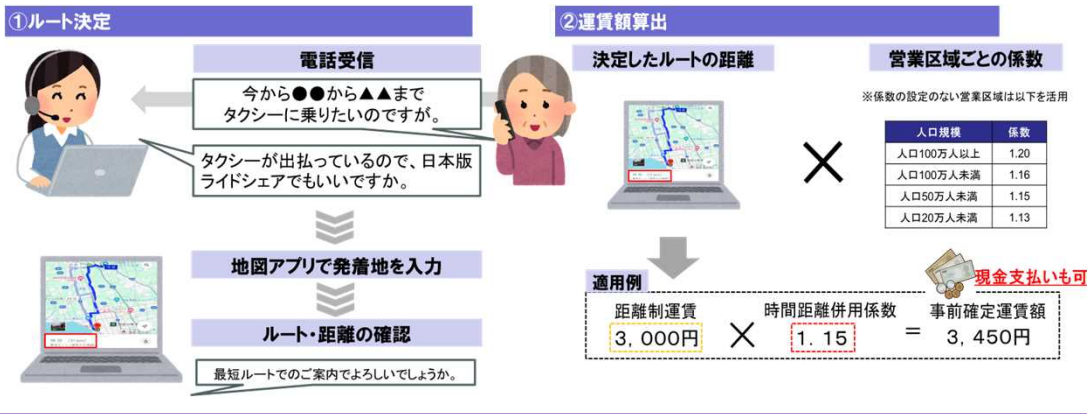
○地震や台風等の災害発生時又は復旧過程で、タクシーが不足する場合において、安全が確保できることを前提に、自治体等からの要請を踏まえ、車両数及び実施期間を調整



⑤配車アプリが普及していない地域での導入

○配車アプリが普及していない地域でも、日本版ライドシェアを導入できるよう、ガイドラインを策定

○電話や現金支払いでも利用可能とすることにより、地方部での普及を促進

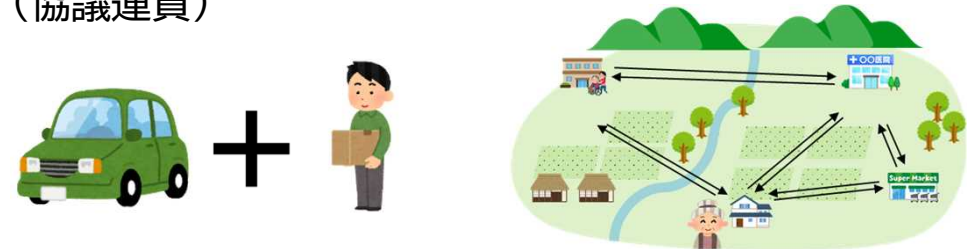


⑥貨客混載・協議運賃の導入

○タクシーと同様、日本版ライドシェアについても、貨客混載の実施及び協議運賃の設定を可能とする

○地域の関係者と協議が調った場合に、バス・タクシー事業者が、貨物自動車運送事業の許可を得て、貨物運送を行うことが可能（貨客混載）

○タクシーについては、地域の関係者間による協議を経ることで、独自の運賃を設定することが可能（協議運賃）



⑦曜日・時間帯・台数制限の緩和

○大都市部以外の地域において、日本版ライドシェアを実施しようとするタクシー事業者の申し出により、

- ✓曜日・時間帯の拡大
- ✓供給車両数の拡大（原則タクシー台数の5%まで → 今後は10%までに拡大）を可能とする

○タクシー事業者は実施状況のモニタリング（営業収入等）に必要なデータを提出し、供給過剰が発生するおそれがあると地方運輸局等が認める場合は使用可能車両数を減車する

①雨天時における供給車両数・時間帯の拡充

○雨天時においては移動需要が大きくなるため、一定の降水量（1時間5mm以上の降水量）が予報される時間帯及びその前後に、日本版ライドシェアの供給車両数を拡充

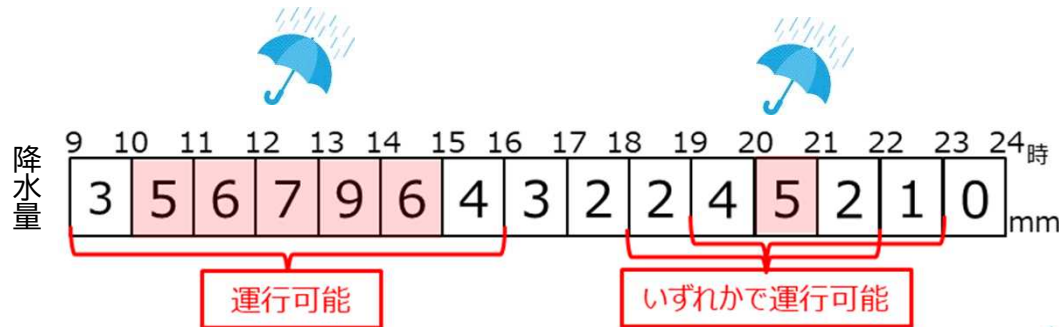
時間帯の拡充

① 24時間先までの降水量の予報が1時間5mm以上となった時間帯


② 上記の前後1時間



においては、日本版ライドシェアの車両使用が可能

※降水量予報における時間が1時間となる場合には、当該時間帯の前後いずれか1、2時間まで追加して使用可能（計4時間まで）



供給車両数の拡充

【通常稼働していない時間帯】 ex. 札幌交通圏における土日1時台～4時台以外の時間帯（ の場合）
各営業区域において使用できる最大車両数までを使用可能とする。

【通常稼働している時間帯】 ex. 札幌交通圏における土日1時台～4時台の時間帯（ かつ  の場合）
各営業区域において使用できる最大車両数の2倍までを供給可能とする。

対象の営業区域

大都市部（12地域）

東京都特別区、横浜市・川崎市、名古屋市、京都市、**札幌市**、
仙台市、さいたま市、千葉市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市

②酷暑時における供給車両数・時間帯の拡充

○夏季においては移動需要が大きくなるため、酷暑（気温が35℃以上）が予報される時間帯及びその前後に、日本版ライドシェアの供給車両数を拡充

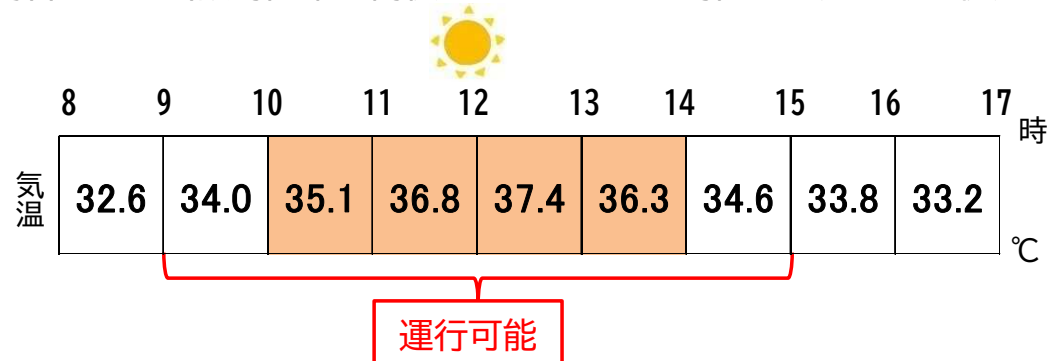
時間帯の拡充

①前々日10時時点で気温の予報が35℃以上となった時間帯

②上記の前後1時間

においては、日本版ライドシェアの車両使用が可能

※天気予報における時間が1時間となる場合には、当該時間帯の前後いずれか1、2時間まで追加して使用可能（計4時間まで）



供給車両数の拡充

【通常稼働していない時間帯】 ex. 札幌交通圏における土日1時台～4時台以外の時間帯
各営業区域において使用できる最大車両数までを使用可能とする。

(☀️ の場合)

【通常稼働している時間帯】 ex. 札幌交通圏における土日1時台～4時台の時間帯
各営業区域において使用できる最大車両数の2倍までを供給可能とする。

(☀️ かつ 🌙 の場合)

対象の営業区域

大都市部（12地域）

東京都特別区、横浜市・川崎市、名古屋市、京都市、札幌市、
仙台市、さいたま市、千葉市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市

日本版ライドシェアのバージョンアップ

③イベント時における供給車両数・時間帯の拡充

- イベント等一時的な移動需要の増加に対応し、タクシーの営業区域外旅客運送制度の活用促進及び日本版ライドシェアの供給拡充を実施

タクシーの営業区域外旅客運送による対応

イベント対応時において、道路運送法第20条第2号に基づく営業区域外旅客運送制度の活用が可能である旨を明確化

○道路運送法（抄）

（禁止行為）

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

日本版ライドシェアによる対応

- 日本版ライドシェアが導入されている地域において、自治体又はイベント主催者からの要請を踏まえ、時間帯及び車両数を調整（時間帯及び車両数については、他の交通機関との役割分担を踏まえ、合理的に算出・調整）

【使用可能時間帯の拡大等を認めるケース】

イベントの開催に伴い多くの来場者が見込まれ、一時的な移動需要の増加に伴う個別輸送が必要と認められる場合（イベント主催者又はイベント開催地周辺自治体から、使用可能時間帯の拡大及び使用可能車両数の増加を求める旨の要請書が提出され、運輸支局等が必要と判断した場合）

時間帯・供給車両数の拡充

- イベント主催者又は開催地周辺自治体から
 - ・要請された時間帯
 - ・要請書に記載されている不足車両数の範囲内において運輸支局等が認める数

対象の営業区域

日本版ライドシェアが導入されている地域



④災害対応時における日本版ライドシェアの活用

○地震や台風などの災害発生時や復旧過程において、タクシーを補完し、被災地における輸送サービスを確保するため、日本版ライドシェアによる運送を可能とする

要請

地震や台風等の災害発生時又は復旧過程で、タクシーが不足する場合において、安全が確保できることを前提に、自治体等からの要請を踏まえ、車両数及び実施期間を調整

手続

- ・管轄区域内のタクシー事業者団体に対し、日本版ライドシェアの活用が可能である旨通知
- ・地域内でのサービスの完結が困難な場合は、他の営業区域のタクシー会社による応援も可能（法20条1号の準用）

○道路運送法（抄）
（禁止行為）

第二十条一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- － 災害の場合その他緊急を要するとき。

日本版ライドシェアの活用

- ・事前確定運賃により難しい場合には、実施主体である**タクシー事業者の時間制運賃を適用することも可能**
- ・キャッシュレス決済に加え、**現金による運賃及び料金の支払いも可能**
- ・車両には「自家用車活用事業（災害関連輸送）」と表示する

対象の営業区域

全国



⑤配車アプリが普及していない地域での導入

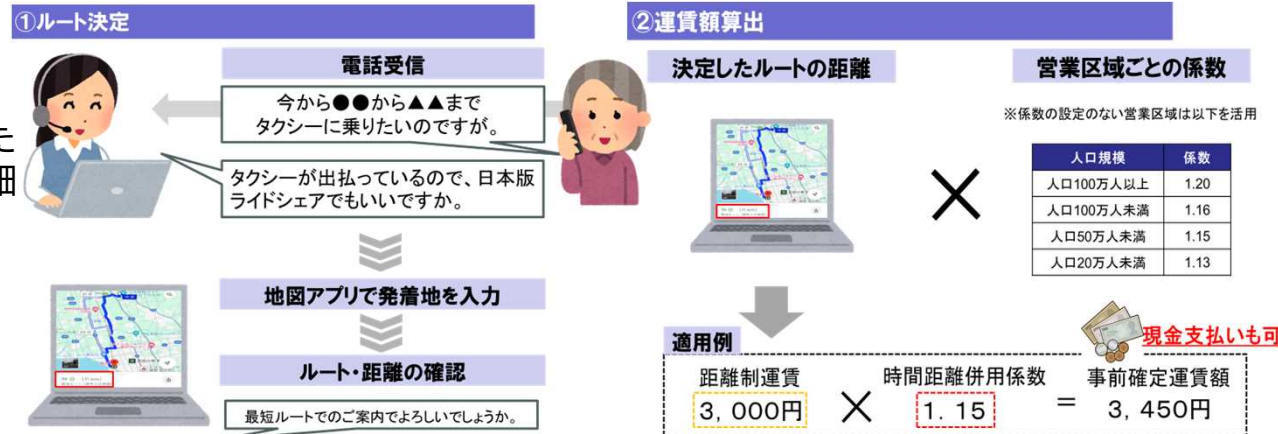
- 配車アプリが普及していない地域でも、日本版ライドシェアを導入できるよう、ガイドラインを策定
- 電話や現金支払いでも利用可能とすることにより、地方部での普及を促進

配車依頼への対応

- ・利用者から配車アプリ以外の手段で配車依頼があった場合において、日本版ライドシェアによる運送サービスを提供する際には、タクシー事業者は、利用者から事前に承諾を得る
- ・タクシー事業者は、利用者から乗車地点及び降車地点を聞き取ったうえで、電子地図を用いて、合理的なルート及び運賃・料金を提示し、利用者の同意を得る
- ・運賃・料金については、電子地図を用いて算出したルートの距離制運賃に、地方運輸局長等が定めた係数（または人口規模別のみなし係数）を乗じて算出する
- ・各種割増及び割引を適用し、各種料金は事前確定運賃とは区分して適用する
- ・運送途中で利用者の都合によって走行予定ルートや目的地を変更する場合は、自家用ドライバーは営業所に連絡し、変更地点を経由地として、新しい目的地までの距離を算出し、その総距離に応じて運賃を算出する
- ・利用者による対価の支払いは、現金でも可能

利用者への伝達

- ・配車依頼を受けたタクシー事業者は、利用者の同意を得た後に、同利用者に対して、乗車地点に到着する車両の詳細（自動車登録番号等）及び到着までの所要時間を伝える



自家用車ドライバーへの伝達

- ・タクシー事業者は自家用車ドライバーに対して、配車可能な状態か確認するため、利用者の乗車地点及び降車地点を伝える
- ・自家用車ドライバーへの配車指示に当たっては、ルート、事前確定運賃額及び支払い方法を伝達する

⑥貨客混載・協議運賃の導入

○タクシーと同様、日本版ライドシェアについても、貨客混載の実施及び協議運賃の設定を可能とする

貨客混載に係る貨物事業の許可

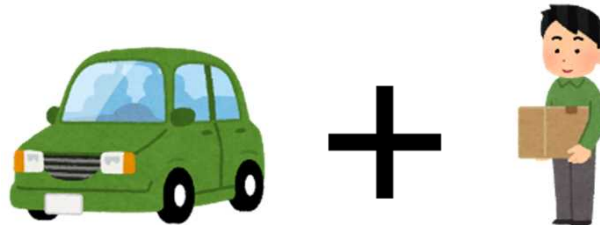
- ・タクシー事業者によるタクシー車両を用いた貨物運送の許可
- ・発地又は着地が 過疎地域 または 地域の関係者(※)における協議が調った地域
 - ※関係する市町村、タクシー事業者及び旅客を代表する者、貨物事業者及び荷主を代表する者
- ・許可期間は2年間




繁忙期における貨物の有償運送の許可

- ・年末及び夏期等繁忙期における利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の福祉の見地から必要やむを得ない場合に、自家用車による貨物の有償運送を許可するもの

日本版ライドシェアの活用（上記の2つの許可を取得した上で）

タクシー事業者が、貨物自動車運送事業の許可を得て、有償運送の許可を受けた場合には、日本版ライドシェアを実施できる地域・時期・時間帯において、当該日本版ライドシェアの用に供する車両に関して、貨客混載制度を活用することが可能



貨客混載	
【乗合バス】  貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能 350kg未満の荷物を運ぶ場合は、道路運送法第82条に基づき許可不要	【タクシー】  貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能 全国で実施可能とする
【貸切バス】  貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能 全国で実施可能とする	【トラック】  貨物自動車運送事業の許可を取得した上で、荷物を運ぶことが可能 全国で実施可能とする

⑥貨客混載・協議運賃の導入

○タクシーと同様、日本版ライドシェアについても、貨客混載の実施及び協議運賃の設定を可能とする

協議運賃

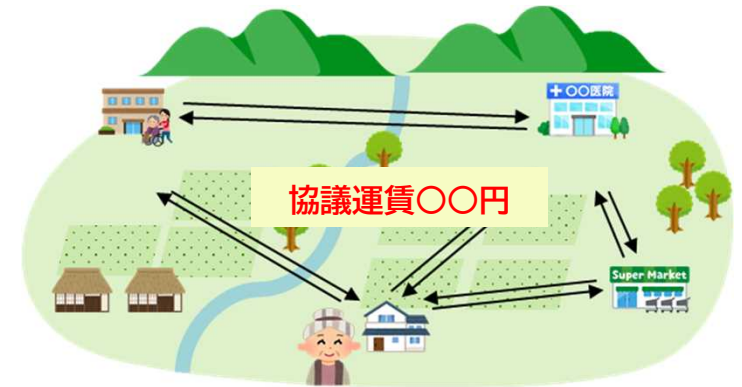
- ・道路運送法第9条の3第3項に基づき、タクシーについては、地域の関係者間による協議を経ることで、独自の運賃を設定することが可能

【地域の関係者】

- ・市町村または都道府県
- ・タクシー事業者
- ・営業区域を管轄する地方運輸局長
- ・住民の意見を代表する者

日本版ライドシェアにおける協議運賃

- ・タクシーの協議運賃及び料金が導入されている地域に限る
- ・協議運賃を適用する際には、事前に運賃額を確定する
- ・タクシー事業の協議運賃を日本版ライドシェアに導入することが可能



○道路運送法（抄）

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）は、運賃等を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該営業区域をその区域に含む市町村又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者
- 三 当該営業区域を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

⑦曜日・時間帯・台数制限の緩和

○大都市部以外の地域において、日本版ライドシェアを実施しようとするタクシー事業者の申し出により、曜日・時間帯の拡大、供給車両数の拡大を可能とする

曜日・時間帯の拡大

- ・タクシー事業者から、タクシーが不足する曜日・時間帯に関して具体的な申し出があり、管轄の地方運輸局等が必要と認める場合、日本版ライドシェアが稼働できる曜日・時間帯を指定・拡大することができる
- ・申し出を行うにあたっては、タクシー事業者より、配車依頼件数（時間帯毎）、承諾件数（時間帯毎）など、タクシーが不足している曜日・時間帯が把握できる運行実績を収集し、提出させる
- ・申し出があった場合には、当該営業区域内のタクシー事業者にその旨を周知することとし、申し出を行ったタクシー事業者以外のタクシー事業者から運行実績の提出があった場合には、同実績も斟酌する

使用可能車両数の拡大

- ・日本版ライドシェアの使用可能車両数の全てを各タクシー事業者に配分する通知を行った地域において、タクシー事業者から、使用可能車両数の引上げに関する申し出があり、管轄の地方運輸局等が必要と認める場合、営業区域内のタクシー台数の10%まで使用可能車両数を引き上げることができる
- ・申し出を行うにあたっては、上記同様、運行実績を収集し、提出させる
- ・申し出があった場合には、上記同様当該営業区域内のタクシー事業者にその旨を周知する



- ・金土の16時～翌5時台
- ・タクシー台数の5%

拡大



- ・ex. 月～金の8時～17時台
- ・タクシー台数の10%まで

モニタリング

- ・タクシー事業者は実施状況のモニタリング（営業収入等）に必要なデータを提出し、供給過剰が発生するおそれがあると地方運輸局等が認める場合は使用可能車両数を減車する